

(別紙2)

## 自然公園法に基づく国立公園事業について

- 国立公園においては優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されています。行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画又は利用施設計画）を踏まえて、自然公園法に基づく申請又は届出の手続が必要となります。
- 休屋集団施設地区の今回対象箇所については、環境省所管地であるため、施設の運営を行うためには土地の使用許可等により使用権原を取得する必要があります。
- 具体的には、同地区においてサービス施設を運営するためには、自然公園法第10条第3項に基づく認可申請等の手続きにより、国立公園事業として環境大臣の認可を得ることが必要です（このことが土地の使用権原を得る要件ともなります）。その後、建物の増改築を行う場合や事業を廃止しようとする場合にも環境大臣の承認が必要です。
- 公園事業の認可に当たっては、施設の設計、資金調達、管理運営方法等について審査されます。（下記①～⑪）
  - ① 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
  - ② 国立公園管理計画の規定に適合すること。
  - ③ 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
  - ④ 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
  - ⑤ 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - ⑥ 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - ⑦ 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
  - ⑧ 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - ⑨ 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - ⑩ 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - ⑪ 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 手続きの詳細については、下記のサイトもあわせてご参照ください。

環境省> 日本の国立公園> 届出・申請> 公園事業者の方へ  
[http://www.env.go.jp/park/apply/park\\_worker.html](http://www.env.go.jp/park/apply/park_worker.html)
- 建設する公園事業施設に関しては、十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書の公園事業取扱方針（次頁に抜粋）に適合するものとしていただく必要があります。

# 十和田八幡平国立公園 十和田八甲田地域管理計画書（平成13年4月・抜粋）

## 第2 十和田湖管理計画区

### 2 風致警官の管理に関する事項

#### （2）公園事業取扱方針

##### ＜宿舎の例＞

###### ア 基本方針

- (ア) 休屋・生出地区においては、大規模な売店スペースを有しない施設とする。
- (イ) 子の口地区は、既存施設敷地を除いた地域は地形が急峻で、風致上も重要な地域であるので、新たな建築物の新築は認めず、既存施設については、現状施設規模程度の改良にとどめる。
- (ウ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。
- (エ) 主要利用道路沿いや施設の連続する地区においては、建築物の最高部の高さ及び壁面線の統一を図り、風致の維持を図る。
- (オ) 宿泊収容力が50人以上の施設は、宿舎事業化を図る。

###### イ 建築物の高さ

建築物の最高部の高さは13m以下とする。ただし、休屋集団施設地区、鉛山地区については、既存建築物の高さがこれを超えている場合は既存の高さ以下とする。

生出集団施設地区は、国道敷（路肩を含む）から沿線30mの地域については、2階建以下とし、それ以外の地域については、3階建以下とする。

###### ウ デザイン、色彩、材料等

- (ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。
- (イ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。
- (ウ) 外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。

###### (エ) 建築面積の制限

- ① 宇樽部地区の民有地取扱計画A地区における建築面積は、1棟につき1,000m<sup>2</sup>以下とする。
- ② 生出集団施設地区内の建ぺい率は30%以下とする。
- ③ 休屋集団施設地区内の建ぺい率または建築面積の上限（以下建ぺい率等という）は、敷地面積ごとに下表のとおりとする。

ただし、既存建ぺい率等がこれを越えている場合の増改築時には、従前の建ぺい率等を越えないものとする。

敷地面積	建ぺい率	建築面積上限値
500m <sup>2</sup> 未満	60%以下	
500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	50%以下	敷地面積600m <sup>2</sup> 以下の施設の建築面積は、300m <sup>2</sup> を上限とする。
1000m <sup>2</sup> 以上	40%以下	敷地面積1,250m <sup>2</sup> 以下の施設の建築面積は、500m <sup>2</sup> を上限とする。

(オ) 壁面線の後退距離

- ① 鉛山地区では、国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とし、湖岸からは50m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。
- ② 休屋集団施設地区については、国道敷からの壁面線の後退距離は10m以上とし、他の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。
- ③ 生出集団施設地区については、国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とする。ただし、既存施設が上記の後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。

(カ) 附帯施設の取扱い

- ① 駐車場は宿泊収容力に見合った適切な規模とする。
- ② 広告物等は次のとおりとする。
  - A 風致上支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。
  - B 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。
  - C 野立て看板、電柱・電話柱への掲出、設置は認めない。
  - D 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2m<sup>2</sup>以下（誘導看板は両面1m<sup>2</sup>以下）とする。ただし、統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積は片面5m<sup>2</sup>以下（個々の施設は両面1m<sup>2</sup>以下）とする。
  - E 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。
  - F 広告物の照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明については、外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。
  - G 建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。
- ③ 運動施設については、湖に面する位置、主要利用道路から望見される場所は避け、かつ、テニスコートについては、「国立公園事業、に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日付）け環自保第138号保護管理課長通知）による。

(キ) 修景緑化方法

敷地内は駐車場敷以外は、第2.7.(2)修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。

<休憩所の例>

ア 基本方針

- (ア) 主要道路沿いや施設の連続する地区においては、建築物の最高の高さ及び壁面線の統一を図り、風致の維持を図る。
- (イ) 既存の売店・食堂等は、建て替え時を機に休憩スペースを有する休憩所事業化を図る。
- (ウ) 敷地造成の規模は、整備目的にかなった極力小規模なものとし、自然に生育する立木は極力保存する。駐車場についても、同様とする。
- (エ) 生出集団施設地区内の建ぺい率は30%以下とする。
- (オ) 休屋集団施設地区内の建ぺい率または建築面積の上限（以下建ぺい率等という）は、敷地面積ごとに下表のとおりとする。ただし、既存建ぺい率等がこれを越えて

いる場合の増改築時には、従前の建ぺい率等を越えないものとする。

敷地面積	建ぺい率	建築面積上限値
500 m <sup>2</sup> 未満	60%以下	
500 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満	50%以下	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以下の施設の建築面積は、300 m <sup>2</sup> を上限とする。
1000 m <sup>2</sup> 以上	40%以下	敷地面積 1,250 m <sup>2</sup> 以下の施設の建築面積は、500 m <sup>2</sup> を上限とする。

(カ) 休屋集団施設地区においては、国道敷からの壁面線の後退距離は10m以上とし、他の主な車道からの壁面線の後退距離は5m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存の壁面線の後退距離以上とする。

(キ) 生出集団施設地区においては、国道敷からの壁面線の後退距離は20m以上とする。ただし、既存施設が上記後退距離以内に位置する場合は、既存壁面線の後退距離以上とする。

#### イ 建築物の高さ

最高部の高さは13m以下とする。ただし、休屋集団施設地区については、既存建築物の高さがこれを越えている場合は既存の高さ以下とする。

生出集団施設地区は、国道敷から沿線30mの地域内については、2階建以下とし、それ以外の地域については、3階建以下とする。

#### ウ デザイン、色彩、材料等

(ア) デザインはシンプルなものとし、周辺自然環境との調和を図る。

(イ) 屋根は、切妻又は寄棟とし、勾配は10分の2以上とする。色彩は、焦げ茶色とする。

(ウ) 外壁は可能な限り板張り等の自然素材による化粧を施すものとし、塗装する場合の色彩は、茶系色、クリーム色及び灰系色とする。

#### エ 広告物等は次のとおりとする。

(ア) 風致上支障の少ない場所に必要最小限の設置とする。

(イ) 重複した看板類は整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。

(ウ) 野立て看板、電柱・電話柱等への掲出、設置は認めない。

(エ) 独立して設置する広告物等は、最高部の高さは2.5m以下、表示面積は片面2m<sup>2</sup>以下（誘導看板は両面1m<sup>2</sup>以下）とする。ただし、統合看板にあっては、高さ5m以下、表示面積は片面5m<sup>2</sup>以下（個々の施設は両面1m<sup>2</sup>以下）とする。

(オ) 色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。また、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。

(カ) 広告物の照明は、外部からのスポット照明とし、内部照明については、外部照明方式のものへ転換するよう指導していくものとする。

(キ) 建築物の外壁等に表示する看板類は必要最小限とし、できるだけ建物下部に設置する。

#### オ 修景緑化方法

敷地内は駐車場敷以外は、第2. 7. (2) 修景緑化計画の方法により修景緑化に努める。